

お客さま各位

タブレット端末を使用した「電子署名」のお手続き方法の変更について

当金庫は、令和 5 年 7 月以降、担当がお客さまから現金・通帳・証書等をお預かりする際に授受の確認をタブレット端末への「電子署名」での取扱いとし、授受にかかる書面を発行していませんでした。しかし、お客さまから「手元控えがないことに対し不安を感じる」とのご意見を頂き、新たに取扱内容を記した「お取扱票」をお渡しすることに変更いたします。

「お取扱票」は、渉外担当がお客さまからお預かりした現金・通帳・証書等を専用プリンターから印刷し、お客さまは「何を預けているのか」「預けたものがいつ返却されるのか」をご確認いただけるものです。

変更後のお手続き方法については以下をご覧ください。また、ご返却する際の電子署名のお手続きに変更はございません。

お客さまにはご心配をお掛けしましたこととお詫び申し上げます。

<タブレット端末を使用したお預かり（ご返却）のお手続き方法の変更について>

1. お客さまから現金・通帳・証書等をお預かりする際のお手続き

- タブレット上に表示されるお取引内容に間違いがないことをご確認ください。
- お取引内容のご確認後、渉外担当が「お取扱票」を印刷しお渡ししますので、記載内容をお確かめください。
- 店頭でのご返却をご希望される際は、渉外担当にお申し伝えください。所定の「引換証」を発行いたします。
- 定期積金証書による定期積金の掛込、普通預金取次入金帳(または当座勘定入金帳)による現金・小切手のお預かりについては、証書または各入金帳への領収印の押印が授受の証左となるため、「お取扱票」の発行はいたしません。

2. お客さまへ現金・通帳・証書等をご返却する際のお手続き

- お預かり時にタブレット上でお取引内容をご確認後、タブレット上に表示されるご返却内容をご確認のうえ、「電子署名」をご記入いただきます。
- 店頭でのご返却をご希望される際は、お渡しした「引換証」と、ご本人様確認ができる書類（運転免許証・マイナンバーカード等）を併せてご持参の上、ご来店ください。

3. お手続き方法変更日

令和 7 年 3 月 17 日お預かり分より（一部店舗を除きます）

※お手続き変更前でも、書面によるお取引をご希望のお客さまは遠慮なく渉外担当にお申し伝えください。所定の「受取証」によるお手続きをご案内いたします。

- ☐ 中南信用金庫では、現金・通帳・証書等をお預かり（ご返却）する際に「お取扱票」、所定の「受取証」以外のもの（名刺やメモ等）を使用することはありません。
- ☐ 後日、「お取扱票」による取引記録の確認をご希望の場合や、「お取扱票」のご利用について、ご不明・ご不審な点がございましたらお気軽にお取引店舗へご連絡下さい。